# 一般社団法人日本頭痛学会 代議員選出細則

## 第1章　総 則

（適 用）
第１条　この細則は、一般社団法人日本頭痛学会（以下「当法人」という）の定款第 14 条に基づいて代議員選出に関し必要な事項を定める。

（代議員の区分）
第２条　代議員は、正会員の中から選挙により選出される（以下、「選挙選出代議員」という）と、理事推薦により社員総会で選出される代議員（以下、「総会選出代議員」という）とに区分する。

（任期と定年）
第３条　選挙選出代議員の任期は、代議員選挙が実施された年の定時総会終了の翌日に始まり、2 年後の定時総会の終了をもって任期満了ととする。
２．総会選出代議員の任期は、選任された年の定時総会終了の翌日に始まり、2 年後の定時総会の終了をもって任期満了とする。
３．定時総会の開催月の末日までに年齢が 70 歳を迎える代議員は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該年度の定時総会終了をもって退任するものとする。

（選挙管理委員会）
第４条　代議員の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。
２．選挙管理委員会の構成は、現職理事 1 名と理事・代議員若干名とし、理事会の議を経て、代表理事がこれを委嘱する。
３．委員長は代表理事が、これを指名する。
４．委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（公 示）
第５条　代議員選出に関する公示は、学会ホームページに掲載する方法により行う。

## 第 2 章　選挙選出代議員の選出

（選 出）
第６条　選挙選出代議員は、正会員による選挙によって選出される。

（定 数）
第７条　代議員定数は正会員の 200 名程度で、選挙管理委員会が決定し、公示する。
２．配分定数の算定は、選挙管理委員会が行う。

（選挙権を有する者）
第８条　代議員選挙において選挙権を有する者は、選挙実施年の 3 月 31 日現在、日本国内に居住し、会費を完納している正会員とする。

（被選挙権を有する者）
第９条　代議員選挙において被選挙権を有する者は、当法人の専門医の中から、次年度の定時総会開催月内において年齢が 68 歳をこえない者とし、選挙実施年の 3 月 31 日現在で会費の完納、3 年以上の正会員歴、業績として 5 編以上の学術論文を要する。

（選挙の時期）
第１０条　選挙選出代議員の選挙は、現職代議員の任期終了日の１カ月前までに終了しなければならない。

（選挙の公示と実施）
第１１条　選挙管理委員会は、投票期間の初日 3 カ月前までに会員に現職代議員と新代議員のそれぞれの選挙の実施について、学会ホームページに公示したうえ、その旨を機関誌に掲載しなければならない。
２．選挙は、現職代議員に関する不信任投票による再任代議員の決定に関する選挙を行い、その後、新代議員の選出に関する選挙を実施する。

（立候補の届出）
第１２条　代議員選挙に立候補する者は、所定の立候補届出書に必要事項記載のうえ、選挙管理委員会宛に郵送にて選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。
２．現職代議員が次期代議員選挙に立候補する場合は、推薦人を要しない。
３．新規に立候補する者は、現職の理事・監事・代議員 2 名の推薦を得て、所定の書式により選挙管理委員会に立候補を届け出るものとする。ただし、1 名の理事・監事・代議員が推薦出来る候補者は 3 名までとする。

（候補者の公示）
第１３条　立候補者の資格審査を行い、立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の 30 日前までにこれを公示のうえ、選挙権を有する会員に対し立候補者名簿に投票案内を添えて送付する。

（投票方法）
第１４条　選挙選出代議員選挙の投票は、WEB を用いて行う。

（再任代議員当選者の決定）
第１５条　第 12 条の規定により立候補した現職代議員について、正会員は不信任代議員に対し、投票する。
２．選挙管理委員会は、不信任票が過半数を占めた代議員は不信任と決定する。
３．不信任と決定された代議員は再任されない。

（新代議員の定数、投票）
第１６条　選挙管理委員会は、第 15 条によって決定された現職代議員の再任数を勘案して新代議員の定数を決定する。
２．選挙管理委員会は、定数を勘案して 1 名の正会員が投票できる候補者数を決定する。

（新代議員の決定）
第１７条　当選者は、以下の方針と手順により決定する。
１．全候補者を得票順に並べ、得票の多い順から代議員を決定する。
２．得票数の同じ候補者が複数いる場合は、年長者から順に当選者とする。
３．生年月日が同日の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

（開 票）
第１８条　開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

（選挙結果の公示）
第１９条　選挙管理委員会は、選挙の結果を前条の手続きが終了後、すみやかに公示しなければならない。

（選挙の疑義）
第２０条　選挙の効力に関して異議のある選挙権を有する正会員は、前条にある選挙結果の公示日より 14 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。
２．申し立てのあった場合は、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

## 第 3 章　総会選出代議員の選任

（選 任）
第２１条　総会選出代議員は、理事会の推薦に基づき、定時社員総会で選任する。

（定 数）
第２２条　総会選出代議員の総数は、50 人を超えないものとする。
２．総会選出代議員数の決定は、選挙管理委員会が行う。

（推薦基準）
第２３条　理事会は、当法人の発展に寄与した正会員の中から、以下の基準により代議員候補者を選考して、社員総会に推薦できる。
(1) 頭痛の地域医療・診療に貢献した専門医
(2) 我が国の頭痛に関する教育、研究、保健衛生等の分野発展に寄与した専門医
(3) 専門医ではないが、優れた業績を挙げている正会員

（選考と推薦手続き）
第２４条　第 23 条の基準に従い、各理事は所定の書式に従い適任者を理事会へ推薦することができる。
２．候補者は理事会の投票により決定する。
３．代表理事は候補者を社員総会に推薦する前に、代議員就任の意思を確認しなければならない。

（任　期）
第２５条　任期を満了した総会選出代議員は、理事会の推薦を得て社員総会の承認を得ることにより、次期も代議員を努めることができる。

（総会選出代議員の公示）
第２６条　代表理事は、第 23 条及び第 24 条で選任された総会選出代議員をすみやかに公示のうえ、機関誌に掲載しなければならない。

## 第 4 章　欠員の補充等

（欠員の補充）
第２７条　辞任もしくは会員資格の喪失等の事由により代議員に欠員が生じた場合であっても、欠員の補充は行わない。

## 第 5 章　補　則

（補　則）
第２８条　定款及び代議員選出細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営および代議員選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

（細則の変更）
第２９条　この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。
附則この細則は、2022 年 11 月 25 日から施行する。